

第 1 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026）1 月 13 日
水 上 村 農 業 委 員 会

第 1 回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和 8（2026 年）1 月 13 日第 1 回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（12 名）

席番号	氏 名	席番号	氏 名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（ 0 名）

席番号	氏 名

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地利用集積等促進計画の決定について
報告第 1 号 農地の賃貸借に伴う賃借料情報について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和8年1月13日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
改めまして明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。
総会に入ります前に、令和8年最初の総会ということで、村
長よりご挨拶いただきたいと思います。
中嶽村長、よろしくお願いいたします。

村長 （村長挨拶）

事務局 ありがとうございました。中嶽村長におかれましては、公務
のためここで退席されます。

（村長退席）

事務局 続きまして那須会長よりご挨拶をいただきたいと思いますの
でよろしくお願いいたします。

次に、那須会長よりご挨拶をいただきたいと思いますのでよ
ろしくお願いいたします。

会長 （会長挨拶）

事務局 ありがとうございました。
改めまして、那須会長には総会の進行をよろしくお願いいたします
します。

議長

では、ただ今から令和8年第1回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員を指名します。

1番藤田委員、2番松田委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。今回は、熊本県農業公社を介しての売買が1件と、賃貸借が3件あります。

まず、番号1の売買から審議いたしますが、尾前委員が当事者となられておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定されている議事参与の制限により、当該議案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(退席)

事務局

改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくをお願いします。

議案第1号農地利用集積等促進計画について説明します。

2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料のとおりです。

湯山字上本野にある農地5筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計8,322㎡です。

場所については、4ページの赤枠部分をご覧ください。本野公民館の北東に位置します。

2ページにお戻りください。

申請理由は農地の売買です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻です。

10a あたりの単価についてですが、10a 当たり 175,000 円で、総額が 1,456,350 円となります。

以上のとおりであります。別冊の「農地法関係法令集」をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第 11 項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、所有権移転が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第 18 条第 5 項も同じページに載せ

ていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第1号、番号1については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

尾前委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

尾前委員に申し上げます。議案第1号、番号1については、適切であると決定したことを報告します。

続いて、番号2に移ります。

事務局

引き続き、農用地利用集積等促進計画について説明します。番号の2です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

湯山字下宮原にある農地2筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計2,955㎡です。

場所については、5 ページの赤枠部分をご覧ください。旧湯山小学校の東に位置します。

2 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の新規設定で、契約期間は10年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米30kg6袋です。

次に、番号の3です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字原にある農地1筆と、前田にある農地1筆の合計2筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計3,703㎡です。

場所については、6 ページの赤枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の東に位置します。

2 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で48,900円です。

次に、番号の4です。3 ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

岩野字上鶴にある農地2筆です。

地目は、台帳及び現況とも田で、面積は合計1,021㎡です。

場所については、6 ページの紫枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の南に位置します。

3 ページにお戻りください。

申請理由は賃借権の再設定で、契約期間は5年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、全部で2,000円です。

以上のとおりでありますが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くとともに、農地中間管理権の設定又は農作業の委託を受ける土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならないとあり、さらに、

第11項には、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる

とあり、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画を許可するにあたり、賃貸借設定が適切であるかの意見集約をする必要があります。

農業委員会から促進計画作成の要請を受けた農地中間管理機構は都道府県知事の認可を経て、農用地利用集積等促進計画の設定を行います。

参考として、都道府県知事が農用地利用集積等促進計画の許可をする基準である同法第18条第5項も同じページに載せていますので、ご覧ください。

説明は、以上になります。

議長

ありがとうございます。

ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。

(意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第1号、番号2から4については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

(13 時 47 分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議 長 那須 利八

署名委員 藤田 円香

署名委員 松田 一洋

議長 では、次に、農業委員会報告第1号、農地の賃貸借における賃借料情報について事務局より説明をお願いします。

事務局 令和7年分の賃借料をご報告します。
7ページをご覧ください。
こちらに、昨年令和7年1月から12月までに締結された、農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)を載せております。親族間での賃借等で賃借料がゼロ円のもの除外しております。

最高及び最低金額の幅は差がありますが、こちらは当事者同士の取り決めとなるため致し方ない部分もあるかと思われます。

また、注釈にあるように物納の場合は、1月から10月分は米30kgに対し10,000円で換算しており、11月からは、JAくまの米30kgに対する概算金、16,000円で換算しております。

今後は、準備ができ次第、水上村広報誌や水上村のホームページにも載せていきますので、農業委員会活動で農地の賃借料の相談がありましたら、参考にお願いします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

ほかにご意見等がなければ、提案した議案は以上のとおりでありますので、第1回農業委員会総会を閉会します。

(13 時 50 分)
